

浦安市分譲集合住宅エレベーター防災対策整備費補助金 Q&A

Q1. 補助対象者は？

A1. 市内の分譲集合住宅の管理組合及び管理組合法人です。

Q2. エレベーターの防災対策整備（防災対策改修工事）とは？

A2. 既に設置されているエレベーターに、①P波感知型地震時管制運転装置、②停電時自動着床装置、③非常用電源装置の全て又はいずれかを新たに備えるための工事です。

Q3. 既設のエレベーターを撤去して新しいエレベーターを設置する場合は補助の対象となるか？

A3. 増設・新設工事は対象外となります。また、建築確認申請を伴う改修工事も対象外です。

Q4. 予備電源のないP波感知型地震時管制運転装置の設置は対象となるか？

A4. 対象となりません。対象となるのは建築基準法施行令第129条の10第3項第2号に規定された装置です。

Q5. S波感知器がついたエレベーターにP波感知型地震時管制運転装置を設置する場合は対象となるか？

A5. A4記載のP波感知型地震時管制運転装置がついていなければ対象となります。

Q6. 補助額は？

A6. 工事に要した経費の1/3です。P波感知型地震時管制運転装置及び停電時自動着床装置はエレベーター1基あたり50万円、非常用電源装置は1棟あたり100万円が限度です。

Q7. 3棟で1台の非常用電源を共有しているが3棟分の補助金が出るか？

A7. 1台の非常用電源で複数棟に電力を供給している場合は、1棟として補助額を計算します。

Q8. 交付決定通知書に記載の金額が補助されるのか？

A8. 交付申請書類をもとに算出した金額を記載していますので、その金額の交付をお約束するものではありません。工事完了後に提出された実績報告書類の審査後、金額の確定をしますので、補助金額確定通知書で確認してください。

Q9. 大規模修繕工事の一環としてエレベーターの防災対策整備を行う場合も補助の対象となるか？

A9. 既設エレベーターに係る防災対策整備費分は対象となります。

Q10. 申請時期は？

A10. 補助を受ける年度の4月1日以降（開庁日に限る）、対象工事の着工前に交付申請をしてください。また、交付決定を受けた年度と同年度の3月上旬までに補助金の実績報告書を提出することが必要です。

Q11. 事前相談は必要？相談時期は？

A11. 予算の関係上補助金の交付を受ける前年度9月末までに、見積書を持参のうえ相談してください。相談がない場合は補助を受けられませんので、必ず相談してください。

Q12. 工事の契約は、交付決定通知書の受取前に行ってもよいか？

A12. 工事の契約は、総会の決議後であれば、交付決定前でも構いません。ただし、交付決定前に工事を着手することは認められません。